

令和 8 年度 東京都下水道局会計年度任用職員欠員代替等登録要項（専門職）

項 目	内 容
職名	別紙「募集条件一覧」のとおり
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	・ 任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で任命権者が定める期間 ※ 任用期間が欠員状況により異なるので、詳細はお問い合わせください。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ任用期間内の能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ 欠員期間を限度とする代替の任用のため、対象者が予定より早く復帰等する場合は、その時点で任用期間満了となります。 ※ 欠員期間が延長される場合は、同一年度内に限り任用期間を更新する可能性があります。 ※ <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>また、再度任用時に勤務場所が変わることがあります。
勤務職場	別紙「募集条件一覧」のとおり
職務内容	別紙「募集条件一覧」のとおり
応募資格・求められる能力等	別紙「募集条件一覧」のとおり ・ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 16 日
勤務時間	原則として、8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	原則として、12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	別紙「募集条件一覧」のとおり（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円／月） ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険等加入に加入 ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法等	・ 応募方法は、(1) の書類を用意の上、下記申込先のメールアドレスに送信してください。 専門職に申し込まれる方は (2) の書類もご準備ください。選考の過程でご提出いただきます。 なお、メールでの申込みが困難な場合に限り、郵送での申込みも可とします。 (1) 「会計年度任用職員申込書」及び「勤務希望等調査書」(別添様式) (2) 職歴証明書(在籍していた勤務先の証明を受けた、上記応募要件に該当する業務に従事した期間がわかるもの。様式任意。) ※ 連絡先として、必ず日中連絡できる電話番号及びメールアドレスを記載してください。 ※ 登録内容の変更・抹消の事由が発生した場合は、所定の様式により速やかに申し出てください。 ※ 登録完了の連絡はいたしません。 ※ 郵送する場合、封筒に赤字で登録を希望する職名を明記してください。 ※ 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。
募集期間	随時 ※申込順による優先的な取扱いはありません。
選考方法	欠員発生後、書類選考及び面接選考を実施します。
注意事項	・ 本募集は、募集対象の会計年度任用職員が欠員となる場合に、その代替職員として任用するものです。 ・ 任用は不定期であり、登録されてもすぐに任用されない場合があるほか、必ず任用されるとは限りません。 ・ 登録期間は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)であり、次年度も登録を希望する場合は改めて応募する必要があります。 ・ 会計年度任用職員として任用されたときは当該応募に係る登録が抹消され、年度中に再度登録を希望する場合は改めて応募する必要があります。
応募・問合せ先	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 (東京都庁第二本庁舎 27 階) 東京都下水道局職員部人事課人事制度担当 電話(担当共通) 03-5000-6671 メールアドレス gesuijinji@section.metro.tokyo.jp ※ メールでのお申し込みの際は、件名に「令和8年度東京都下水道局会計年度任用職員の登録申込み」とお付けください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。